

議案第26号

大田原市特別職の職員等で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大田原市特別職の職員等で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年3月9日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市特別職の職員等で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

大田原市特別職の職員等で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

教育委員会委員長	月額 43,000円
同 委員（教育長を除く。）	同 37,000円

」

を

「

教育委員会委員	月額 37,000円
---------	------------

」

に、

「

八溝山周辺地域定住自立圏共生ビジョン懇談会委員	大学教授等	同 15,000円
	その他	同 6,400円
公民連携事業審査会委員	大学教授等	同 15,000円
	その他	同 6,400円

」

を

「

八溝山周辺地域定住自立圏共生ビジョン懇談会委員	大学教授等	同 15,000円
	その他	同 6,400円
未来創造戦略推進会議委員	大学教授等	同 15,000円
	その他	同 6,400円
公民連携事業審査会委員	大学教授等	同 15,000円
	その他	同 6,400円

」

に、

「

地域づくり推進事業審査委員会委員	日額 6,400円
総合計画審議会委員	同 6,400円

」

を

地域づくり推進事業審査委員会委員	日額 6,400円
地域おこし協力隊大田原未来創造特使	月額 166,000円
総合計画審議会委員	日額 6,400円

に、

予防接種健康被害調査委員会委員	医師・弁護士等	同 20,000円
	その他	同 6,400円
産業医		月額 30,000円

を

予防接種健康被害調査委員会委員	医師・弁護士等	同 20,000円
	その他	同 6,400円
予防接種事務嘱託員		月額 150,000円
産業医		同 30,000円

に、

要保護児童対策地域協議会代表者会議委員	同 6,400円
障害児保育審査会委員	同 13,640円

を

要保護児童対策地域協議会代表者会議委員		同 6,400円
いじめ問題対策連絡協議会委員		同 6,400円
いじめ問題対策推進委員会委員	弁護士、医師及び大学教授等	同 15,000円
	その他	同 10,000円
いじめ問題調査委員会委員	弁護士、医師及び大学教授等	同 15,000円
	その他	同 10,000円
障害児保育審査会委員		同 13,640円

に、

都市再生整備計画事業評価委員会委員	弁護士・大学教授等	日額 15,000円
	その他	同 6,400円

を

社会資本総合整備計画事業評価委員会委員	弁護士・大学教授等	日額 15,000円
	その他	同 6,400円

に、

大田原市立小中学校教科用図書採択協議会委員		日額 6,400円
心身障害児就学指導委員会委員	医師及び大学教授等	同 15,000円
	臨床心理士等	同 10,000円
	その他	同 6,400円

を

大田原市立小中学校教科用図書採択協議会委員		日額 6,400円
小中一貫教育検討委員会委員	医師及び大学教授等	同 15,000円
	臨床心理士等	同 10,000円
	その他	同 6,400円
心身障害児就学指導委員会委員	医師及び大学教授等	同 15,000円
	臨床心理士等	同 10,000円
	その他	同 6,400円

に改め、同表那須与一伝承館長の項中「110,000円」を「150,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、別表教育委員会委員長及び同委員（教育長を除く。）の項の改正規定は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の

一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）の施行の日又は改正法の施行の際現に在職する改正法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条第1項の教育委員会の教育長（以下「旧大田原市教育長」という。）の教育委員会の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に旧大田原市教育長が欠けた場合にあつては、当該欠けた日）の翌日のいずれか遅い日から施行する。